

令和7年那審第7号

裁 決

水上オートバイA運航阻害事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年8月21日11時10分

沖縄県瀬底島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

総 ト ン 数 0.2トン

登 録 長 2.87メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 132キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、遊覧客2人を乗せ、全員が救命胴衣をそれぞれ着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、令和6年8月21日11時00分瀬底島北方沖合に錨泊中のモーターボートから発進し、同沖合の遊走海域に向かった。

発進にあたり、a受審人は、緊急エンジン停止コード（以下「停止コード」という。）を手首などに装着しないまま航行すると、落水した際に緊急エンジン停止スイッチ（以下「停止スイッチ」という。）が作動せず、操縦不能となるおそれがあったが、低速力で航行するつもりだったので、落水することはないものと思い、停止コードを身体の一部に装着するなど、落水時の安全確保の措置を十分にとらなかった。

a受審人は、遊覧客を前部及び後部各座席にそれぞれ腰を掛けさせ、自ら中央座席に腰を掛け、停止コードを左手に持った状態で操船に当たり、11時10分少し前瀬底島所在の四等三角点瀬底島（標高41メートル）（以下「基点」という。）から319度（真方位、以下同じ。）430メートルの地点で、針路を090度に定め、毎時3.5キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

こうして、a受審人は、11時10分僅か前右舷側に傾いた船体を立て直そうと増速したところ、11時10分基点から320度425メートルの地点において、Aは、原針路のまま、毎時30.0キロメートルの速力となったとき、乗船者全員が体勢を崩して落水し、停止スイッチが作動せず、操縦不能となった。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

その結果、Aは、無人のまま航行を続け、瀬底島北岸の岩場に衝突して船首部を圧壊し、のち解撤された。

(原因及び受審人の行為)

本件運航阻害は、瀬底島北方沖合において、同沖合に錨泊中のモーターボートから発進する際、落水時の安全確保の措置が不十分で、瀬底島北方沖合を遊走中、右舷側に傾いた船体を立て直そうと増速したところ、乗船者全員が体勢を崩して落水し、停止スイッチが作動せず、操縦不能となったことによって発生したものである。

a 受審人は、瀬底島北方沖合において、同沖合に錨泊中のモーターボートから発進する場合、停止コードを手首などに装着しないまま航行すると、落水した際に停止スイッチが作動せず、操縦不能となるおそれがあったから、停止コードを身体の一部に装着するなど、落水時の安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、低速力で航行するつもりだったので、落水することはないものと思い、落水時の安全確保の措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、瀬底島北方沖合を遊走中、右舷側に傾いた船体を立て直そうと増速したところ、乗船者全員が体勢を崩して落水し、停止スイッチが作動せず、操縦不能となる事態を招き、その後無人のまま航行を続け、瀬底島北岸の岩場に衝突して船体に損傷を生じさせたうえ、解撤させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月15日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也